

城原川ダム建設事業費等監理委員会の設立について

平成 31 年 1 月 17 日、武雄河川事務所では、城原川ダム建設事業全般における実施状況及び進捗状況等について確認を行い、事業費及び工程監理の一層の充実を図るため、「城原川ダム建設事業費等監理委員会」を設立し、第 1 回委員会を開催しました。

引き続き、武雄河川事務所では、城原川ダムの事業進捗に向けて取り組んでまいります。

お問い合わせ先

武雄河川事務所（佐賀庁舎）開発調査課長

電話 0952-41-8801

第1回 城原川ダム建設事業費等監理委員会 議事要旨

■開催概要

- 開催日：平成31年1月17日（木）
- 開催場所：国土交通省九州地方整備局武雄河川事務所佐賀庁舎
1F 会議室、現地（城原川ダム予定地）

■事業概要

- 実施箇所：佐賀県神埼市
- 事業期間：昭和54年度～平成42年度
- 総事業費：約485億円

■審議内容概略

○概要

城原川ダム建設事業費等監理委員会の設立主旨及び規約について了承を頂き、委員長として大串委員を選出した。また、事業の進捗状況、平成30年度の事業内容並びに平成31年度の事業内容（案）について審議した。

○報告内容（概略）

●主な事業の進捗状況

- ・平成29年までの進捗状況を報告。
- ・平成30年度実施予定の環境調査、地質調査、本体関連の調査・検討、付替道路検討、地域振興計画検討及び生活再建対策等の内容について説明。

●主な事業の進捗の見込み

- ・城原川ダムの概略工程にて今後の事業の進め方について説明。
- ・平成31年度の調査計画案（ダム本体、原石山、付替道路、生活再建・地域振興等）等について説明。

■審議での主な意見

- 平成30年度の事業内容及び平成31年度の事業内容（案）について 妥当と判断する。なお、全体的な事業工程並びに当該年度及び次年度の事業内容だけではなく、今後数年で想定している調査内容や手順も審議していく。

- 引き続き、水没予定地の住民へ丁寧に説明を行いながら、事業の進捗を図りたい。

- これまでの城原川流域委員会から城原川首長会議、ダム検証にかかる経緯について理解した上で審議していきたい。

城原川ダム建設事業費等監理委員会 設立主旨

ダム建設事業は、調査設計段階から、用地補償、生活再建、ダム本体施工を経て管理段階に至ることから、多種にわたる工程と多額の事業費を必要とするプロジェクトである。

また、調査開始から完成まで一定期間を要することから、その間の進捗状況や社会情勢の変化により、事業内容の変更及びそれに伴う総事業費の変更が余儀なくされる事例がある。一方、公共事業については、一層のコスト縮減、工期遵守に取り組んでいくことが求められている。

城原川ダムは、平成 30 年度に建設事業に着手し、これまで環境調査、地質調査等を実施している。今後は、詳細な調査設計等を経て用地の取得、付替道路、転流工及びダム本体工事へと移行していく。

このため、城原川ダムにおいては、建設事業（事業費、事業量、実施工程）の実施状況及び進捗状況を確認し、事業費及び事業工程の進捗状況等について、第三者の意見を求める機関として城原川ダム建設事業費等監理委員会を設置し、これまでも増して一層の事業費・工程監理の充実を図るものである。

城原川ダム建設事業費等監理委員会規約

(名称)

第1条 本会の名称は、城原川ダム建設事業費等監理委員会（以下「委員会」という。）とする。

(目的)

第2条 委員会は、城原川ダム建設事業全般における実施状況及び進捗状況等について確認を行い、事業費及び工程監理の一層の充実を図るために武雄河川事務所長（以下「事務所長」という）に対し意見を述べることを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げるものをもって組織するものとし、事務所長が委嘱し非常勤とする。
2 委員会には委員長を置き、委員長は、委員の互選によって選出し、委員会を総括する。
3 委員長は、各委員の意見を聞き、必要に応じて委員を増員及び専門家等の招集等を行うことができる。

(委員会の所掌事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
一 事業の実施状況及び進捗状況の確認
二 コスト縮減方策の検討状況及び実施状況の確認
三 上記以外に、委員会が必要と認めた事項

(委員会の開催)

第5条 委員会は、原則として毎年度1回を基本とする。
2 前項の外、委員長が必要と認めた場合は随時開催することが出来る。
3 委員会は、事務局又は委員会の発議により委員長が招集する。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、国土交通省九州地方整備局武雄河川事務所開発調査課に置く。

(公表)

第7条 委員会は非公開とし、議事要旨について後日公表する。ただし、委員会が認める場合においてはこの限りではない。

(守秘義務)

第8条 委員は、本委員会により知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(規約の改正)

第9条 本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得て行うことができるものとする。

(その他)

第10条 本規約に規定していない事項については、必要に応じて委員会で定めることができる。

附 則

1. 本規約は、平成31年1月17日より施行する。

別表

城原川ダム建設事業費等監理委員会 委員名簿

氏名	現職
◎ オオグシ コウイチロウ 大串 浩一郎	佐賀大学 理工学部 都市工学科 教授
オシカワ ヒデオ 押川 英夫	佐賀大学 理工学部 都市工学科 准教授
ナカニシ マサユキ 中西 正幸	佐賀県城原川ダム等対策室 室長

(五十音順 敬称略)

※ ◎は委員長